

## 引き続き精液・受精卵の適切な管理をお願いします！

和牛遺伝資源（家畜人工授精用精液等）の適正な流通のため、下記のことには留意し、引き続き管理をお願いします。

### 1. 保管・管理について

- ◎ 凍結精液・受精卵は、**証明書とストローを一体で保管**してください
- ◎ 使用時には**確実に家畜人工授精簿へ記録**してください
  - ・ 譲渡あるいは使用の際には、証明書への記載を忘れずに！
  - ・ 人工授精、受精卵移植の記録（家畜人工授精簿）は**5年間保存**！

### 2. 譲渡について

- ◎ 凍結精液・受精卵の譲渡（販売、交換）は、**家畜人工授精所以外では行えません**
- ◎ 県有種雄牛凍結精液を譲渡する際には、**事前に申請し、岐阜県の承諾が必要**です
  - ・ 証明書が添付されていないもの、品質不良なものの譲渡は禁止！
  - ・ 譲受、譲渡の記録（譲渡等記録簿）は**10年間保存**！
  - ・ 譲渡の予定がある場合は、家保までご連絡ください（様式をお渡しします）
  - ・ 廃棄の場合も家保の立会・確認が必要ですので、**事前にご連絡**ください

### 3. 受精卵の契約について

- ◎ 受精卵の取引の際も**譲渡の契約**を結びましょう
  - ・ 獣医師に採卵を依頼し、受精卵の生産を依頼する際の契約状況を確認
  - ・ 雌牛の所有者、譲渡先（獣医師、授精所等）との間で譲渡契約が必要です

ご不明な点は中央家畜保健衛生所 保健衛生係までお問い合わせください

